

(参考1)

太平洋広域漁業調整委員会指示第〇〇号(案)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第二百一十一条第一項の規定に基づき、くろまぐろ(大型魚)を採捕しようとする遊漁者及びくろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和七年〇月〇日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

(一) 漁業者が漁業を営む場合

(二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

(三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

2 「管理期間」 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。

3 「太平洋」 法第五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する太平洋をいう。

4 「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

5 「遊漁船業者」 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。

6 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 届出

1 遊漁者

管理期間中に太平洋において、くろまぐろ(大型魚)を採捕しようとする遊漁者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ(大型魚)の採捕をしようとする日の一営業日(「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日でない日をいう。)前までに、太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に届け出なければならぬ。

(一) 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

2 遊漁船業者

管理期間中に太平洋において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならぬ。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者については、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 遊漁船登録番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

3 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中に太平洋において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者については、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 船舶番号又は船舶検査済票の番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

4 1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

5 1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

6 2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。

7 3の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならない。

8 委員会は、1から3までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

四 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。